

## 神戸市2歳児定期預かり事業運営費補助等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市2歳児定期預かり事業実施要綱に基づき、神戸市2歳児定期預かり事業（以下「事業」という。）を行う私立幼稚園に対する神戸市2歳児定期預かり事業運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、神戸市補助金交付規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金)

第2条 市長は、事業実施幼稚園に対し、別表1に定める算式により算定した補助金を交付する。

### (補助金の申請)

第3条 幼稚園は、前条の補助金を受けようとするときは、「神戸市2歳児定期預かり事業運営費補助金交付申請書」（様式第1号）を市長に提出するものとする。

### (補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付額を決定し、「神戸市2歳児定期預かり事業運営費補助金交付決定通知書」（様式第2号）により、幼稚園に通知する。

2 市長は、補助金交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

3 市長は、前項の交付決定通知を行った場合、補助金申請額と交付決定金額が同額であるときは、会計規則第42条に規定する請求書の提出を省略し、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

### (補助金の交付時期)

第5条 補助金の交付は、別表1に定める方法により計算した額を上半期と下半期に分けて交付する。

(施行の細則)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

神戸市 2 歳児定期預かり事業運営費補助金の算定方法等

<児童一人あたり日額>

(1) 基礎分 (8 時間までの利用) 1,850 円

(2) 長時間加算

- ・ 超えた時間が 2 時間未満 230 円
- ・ 超えた時間が 2 時間以上 3 時間未満 460 円
- ・ 超えた時間が 3 時間以上 690 円

実施要綱に定める時間を超えて預かりを実施した場合、その人数 1 人ごとに加算されます。

## 神戸市2歳児定期預かり事業運営費補助金交付申請書

年 月 日

神戸市長宛

(申請者)所在地

法人名

神戸市2歳児定期預かり事業運営費補助等に関する要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

申請金額										円
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

ただし、年度 半期分 神戸市2歳児定期預かり事業運営費補助金

債権者登録有の場合 債権者登録番号：

債権者登録無の場合 下記に口座情報を記入

振込口座	銀行名		支店名	
	種別		口座番号	
	名義 (カナ)			

注) 債権者登録をしている方は、所在地、名称について、債権者登録のとおり記載してください。



様式第2号（第4条関係）

（公印省略）

第 号

年 月 日

設置者・園長様

神戸市長

神戸市2歳児定期預かり事業運営費補助金交付決定通知書  
（年度 半期分）

みだしのことについて、下記のとおり決定しましたので、神戸市2歳児定期預かり事業運営費補助等に関する要綱第4条の規定により通知します。

記

1 補助金

交付決定額 円

2 補助の条件

2歳児定期預かり事業に係る経費に充てること。